

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	妊産婦健診事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	保健課		包含する細々目	1	4	1	2	12	1	16,475
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり					1	4	1	2	10	1	
施策	31 心と体の健康づくり											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要						
		事業期間	年度～	年度	関連計画 条例等	飯田市母子保健計画 すこやか親子21 母子保健法						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	市内に住民登録のある妊婦	妊娠届出数(妊婦数)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする	
			1000	1000		
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
受診費用を補助することで、妊婦健診を受けやすくする。 妊娠中の異常を早期に発見し、母体や胎児あるいは新生児に及ぼす重大な危険を未然に防止する。	抽出による健診回数 / 健診標準(14回)回数調査	18目標	100	最終目標		
		18実績	未調査	19目標		↑
		23目標	100	23実績		最終目標達成年度
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	妊娠届時に、妊婦に対し、妊娠前期・後期各1枚の妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦が県内の医療機関において妊婦健診を受ける際に、受診票を医療機関に提出することにより健診費用の一部を市で負担する 妊娠前期(妊娠19週まで) 妊娠後期(20週から出産)	妊娠届けにより母子健康手帳を交付する。 ・妊娠届をした妊婦に対して妊婦一般健康診査票を妊娠前後期に各1枚交付し、健診については、県内医療機関に委託して実施。 検査項目：問診・診察・梅毒血清反応・貧血検査・抗Rh因子検査(必要者)・尿検査・HBs抗原検査・35歳以上妊婦に超音波検査 18年度の実績	・交付枚数	・前期後期 延べ1897枚
		・妊娠届をした妊婦に対して妊婦一般健康診査票を妊娠前後期に各1枚交付し、健診については、県内医療機関に委託して実施。 検査項目：問診・診察・梅毒血清反応・貧血検査・抗Rh因子検査(必要者)・尿検査・HBs抗原検査・35歳以上妊婦に超音波検査 ・平成19年7月1日より19年度未まで、上記に加え、飯田医師会管内で使用できる飯田市独自の妊婦健診受診補助券(1000円×10枚)を交付する。 19年度計画	・交付枚数	・県下統一の受診票1900枚 ・受診補助券950人分

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他		
	一般財源	14,182	16,475
	事業費計(A)	14,182	16,475
人件費	正規職員所要時間	18年度 64	19年度 200
	臨時職員等所要時間	56	56
	人件費計(B)	289	775
	トータルコストA+B	14,471	17,250

特定財源内訳や補足事項	(補足:母子保健一般事務285千円含む)
-------------	----------------------

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	市民が心身ともに健康を保つ	心身ともに健康であると感じている市民の割合%	現状値	62.8	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	63
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

<p>この事業を開始したきっかけ</p> <p>県の事業として実施していた本事業が、母子保健法の改正により、平成9年度より市町村が実施主体となった。</p>	<p>事業を取り巻く状況の変化</p> <p>妊婦健診において実施される検査も、高度化・多様化し、健診費用がかなり高額になっている。</p>	<p>事業に対する市民や議会の意見</p> <p>妊婦健診の費用は、通常保険適用にならず高額なため、議会からは、負担軽減のために受診票の交付枚数を増やせないか質問あり</p>
---	---	--

【See】18年度の振り返り

目的妥当性評価	<p>この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？</p>	<p>(評価) 結びつく (その理由)</p> <p>個別に専門医療機関に受診することにより、異常がある場合は速やかに適切な対応を受けている。</p>	有効性評価	<p>成果をさらに向上させる余地はありますか？</p>	<p>(評価) 余地がある (その理由)</p> <p>14回の受診を妊婦全員が行っているとは限らない。(健診回数が少ない者、多い者様々)</p>
	<p>対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由)</p> <p>母子保健法に基づく事業のため。</p>		<p>廃止・休止した場合の影響はありますか？</p>	<p>(評価) 影響あり (その理由)</p> <p>母子保健法に基づく事業のため。</p>
	<p>意図の見直しの必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由)</p> <p>母子保健法に基づく事業のため。</p>		<p>他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？</p>	<p>(評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)</p>
	<p>市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)</p>	<p>(評価) 必要ある (その理由)</p> <p>母子保健法により市町村実施事業として定められている。</p>		<p>効率性評価</p> <p>成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？</p>	<p>(評価) 不可能 (その理由)</p> <p>1件当たりにかかる経費は必要最小限であり、現状と変わらない。</p>
			公平性評価	<p>受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？</p>	<p>(評価) 妥当である (受益者とその理由)</p> <p>母子保健法により、妊婦全員が対象、事業自体が費用の一部負担である。</p>

【Plan】改革改善

<p>今後の事業の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 終了</p> <p><input type="checkbox"/> 廃止</p> <p><input type="checkbox"/> 休止</p> <p><input type="checkbox"/> 目的見直し</p> <p><input type="checkbox"/> 別事業に統合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善</p> <p><input type="checkbox"/> 現状維持</p> <p>実施年度 → 具体化</p>	<p style="text-align: center;">何を、いつまでにどうするのかの改革改善案</p> <p>妊婦健診受診票の交付を20年度より5回にする。 19年度途中から飯田市単独で受診費用の追加助成を行う。(1万円)</p> <p>上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法</p> <p>必要経費が18年度の倍以上となる。(16,544千円 34,272千円)</p>
---	--

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？	

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	